

## 有料職業紹介事業における返戻金規定

有限会社ビフリ（以下「当社」という。）は、有料職業紹介事業における紹介手数料の返戻について、以下のとおり定める。

### 第1条（目的）

本規程は、当社が紹介した求職者が入社後一定期間内に退職した場合の紹介手数料の返戻について定めるものである。

### 第2条（返戻対象）

当社の紹介により就業した求職者が、入社日から起算して以下の期間内に自己都合または解雇（ただし会社都合退職を除く）により退職した場合、紹介手数料の一部を返戻する。

### 第3条（返戻金額）

- ・入社後1か月以内の退職：紹介手数料の80%
- ・入社後1か月超3か月以内の退職：紹介手数料の50%
- ・入社後3か月超6か月以内の退職：紹介手数料の20%
- ・入社後6か月超の退職：返戻なし

### 第4条（返戻対象外）

- (1) 事業主都合による解雇または雇用条件の著しい相違があった場合
- (2) 天災その他やむを得ない事由による退職
- (3) 求職者の重大な規律違反による懲戒解雇

### 第5条（返戻手続き）

返戻を受ける場合、求人者は退職日から起算して30日以内に当社へ書面にて通知するものとする。

当社は内容確認後、所定の手続きにより返戻を行う。

### 第6条（その他）

本規程に定めのない事項については、当社と求人者双方の協議により決定する。

以上

制定日：令和7年9月1日  
有限会社 ビフリ  
代表取締役 藤田 浩司